

3／16（水）の発表

報道発表資料の配付日時 3月22日（火）14時00分

発表項目 (行事名)	後志総合振興局管内4河川の河口付近におけるさけ・ますの採捕の禁止について（珊瑚内川、古宇川、野東川、尻別川）																																																									
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)				発表者																																																					
					発表場所																																																					
概要	<p><input type="checkbox"/> 規制の内容</p> <p>後志総合振興局管内の下記の4河川の河口付近において、サケ・マスの繁殖保護を図るため、石狩後志海区漁業調整委員会の指示により、下記の区域及び期間においてサケ・マスの採捕を禁止することとしました。</p> <p>※（補足）マス：サクラマス、カラフトマス、ベニマス、ギンマス及びマスノスケに限る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村</th> <th rowspan="2">河川名</th> <th colspan="4">河口沿岸</th> <th colspan="2">禁止期間</th> </tr> <tr> <th>左海岸</th> <th>右海岸</th> <th>沖合方位(真方位)</th> <th>沖合距離</th> <th>海委員会指示</th> <th>漁業調整規則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">神恵内村</td> <td>珊瑚内川</td> <td>300m</td> <td>(300m)</td> <td>243°</td> <td>300m</td> <td>300m</td> <td>4/1～8/31</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>古宇川</td> <td>(300m)</td> <td>(300m)</td> <td>225°</td> <td>300m</td> <td>300m</td> <td>4/1～4/30</td> <td>5/1～8/31</td> </tr> <tr> <td>岩内町</td> <td>野東川</td> <td>(300m)</td> <td>(700m)</td> <td>345°</td> <td>5°</td> <td>600m</td> <td>600m</td> <td>4/1～8/19 8/20～11/30</td> </tr> <tr> <td>蘭越町</td> <td>尻別川</td> <td>(1000m)</td> <td>(1000m)</td> <td>299.3°</td> <td>300°</td> <td>1000m</td> <td>1000m</td> <td>4/1～4/30 5/1～11/30</td> </tr> </tbody> </table> <p>※距離のうち（）内の数字は一応の目安 ※下線部は今回新たに設定された内容</p> <p><input type="checkbox"/> 概要</p> <p>親魚を安定的に確保し、将来にわたってサクラマス資源の維持・増大を図るため、河口規制の見直しを行うこととしました。</p> <p>大切な水産資源を保護し、育てていくために関係法令や規則を守りましょう。</p> <p>漁業者・遊漁者の皆様のご協力をお願いいたします。</p>	市町村	河川名	河口沿岸					禁止期間		左海岸	右海岸	沖合方位(真方位)	沖合距離	海委員会指示	漁業調整規則	神恵内村	珊瑚内川	300m	(300m)	243°	300m	300m	4/1～8/31	—	古宇川	(300m)	(300m)	225°	300m	300m	4/1～4/30	5/1～8/31	岩内町	野東川	(300m)	(700m)	345°	5°	600m	600m	4/1～8/19 8/20～11/30	蘭越町	尻別川	(1000m)	(1000m)	299.3°	300°	1000m	1000m	4/1～4/30 5/1～11/30							
市町村	河川名			河口沿岸				禁止期間																																																		
		左海岸	右海岸	沖合方位(真方位)	沖合距離	海委員会指示	漁業調整規則																																																			
神恵内村	珊瑚内川	300m	(300m)	243°	300m	300m	4/1～8/31	—																																																		
	古宇川	(300m)	(300m)	225°	300m	300m	4/1～4/30	5/1～8/31																																																		
岩内町	野東川	(300m)	(700m)	345°	5°	600m	600m	4/1～8/19 8/20～11/30																																																		
蘭越町	尻別川	(1000m)	(1000m)	299.3°	300°	1000m	1000m	4/1～4/30 5/1～11/30																																																		
参考	<p>添付資料</p> <p>区域周辺に周知看板「釣り人の皆さんへ（ご注意願います！）」を設置するとともに、リーフレット「河口付近におけるサケ・マス採捕の禁止について」を作成し、遊漁団体、釣具店、関係取締機関等に配布する予定です。</p>																																																									

報道（取材）に当たってのお願い	広く周知を図りたいため、積極的な報道をお願いします。	
他のクラブとの関係	<p>同時配付 (場所) 後志総合振興局記者クラブ、水産記者クラブ</p> <p>同時レク</p>	
担当者（連絡先）	<p>石狩後志海区漁業調整委員会事務局（担当者：岩田）</p> <p>TEL ダイヤルイン 0136-23-1395 内線 6-350-2670</p>	

釣り人の皆さんへ（ご注意願います！）

■ 瑞内川河口付近は、サケ・マスの繁殖保護を図るため、次の期間及び区域について、石狩後志海区漁業調整委員会の指示により、サケ・マスの採捕が禁止されています。

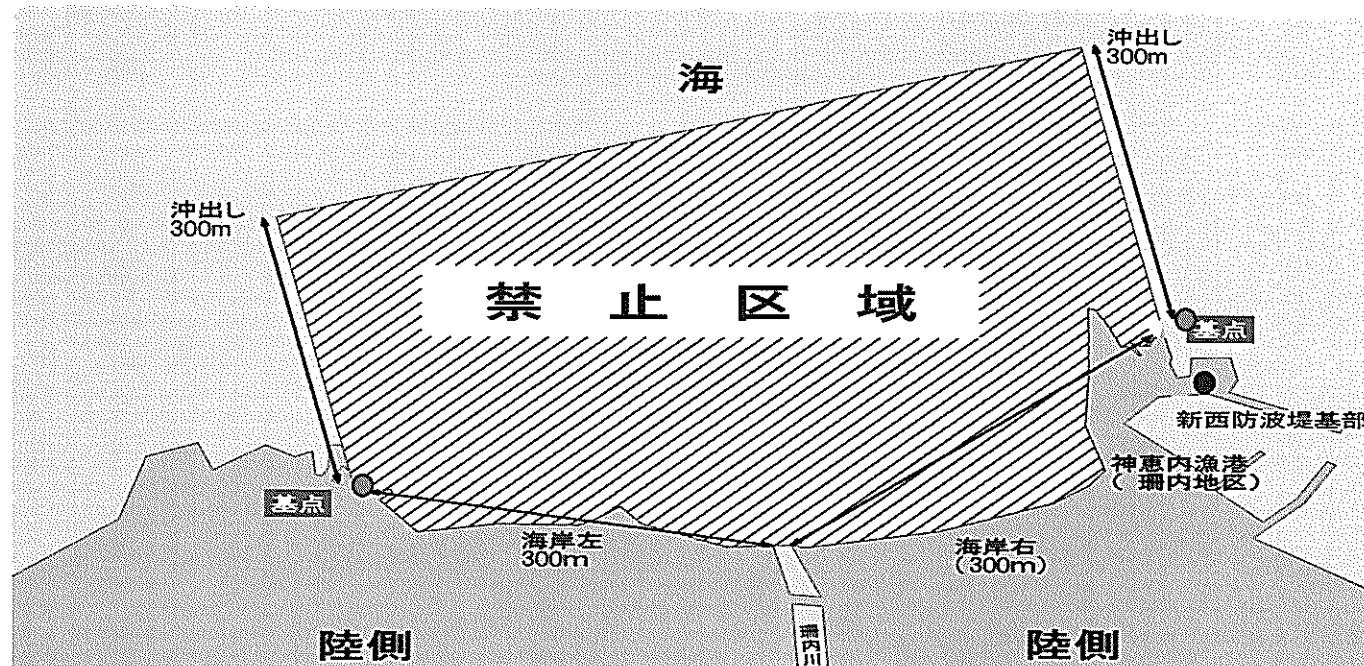
※令和4年4月1日から禁止期間及び禁止区域が設定されました。

※マス：サクラマス、カラフトマス、ベニマス、ギンマス及びマスノスケに限る。

■大切な水産資源を保護し、育てていくため関係法令を守りましょう。

1 禁止期間 4月1日から8月31日まで

2 禁止区域



釣り人の皆さんへ（ご注意願います！）

■ 古宇川河口付近は、サケ・マスの繁殖保護を図るため、次の期間及び区域について、北海道漁業調整規則による禁止に加え、石狩後志海区漁業調整委員会の指示により、サケ・マスの採捕が禁止されています。

※令和4年4月1日から禁止期間が変更となりました。

※マス：サクラマス、カラフトマス、ベニマス、ギンマス及びマスノスケに限る。

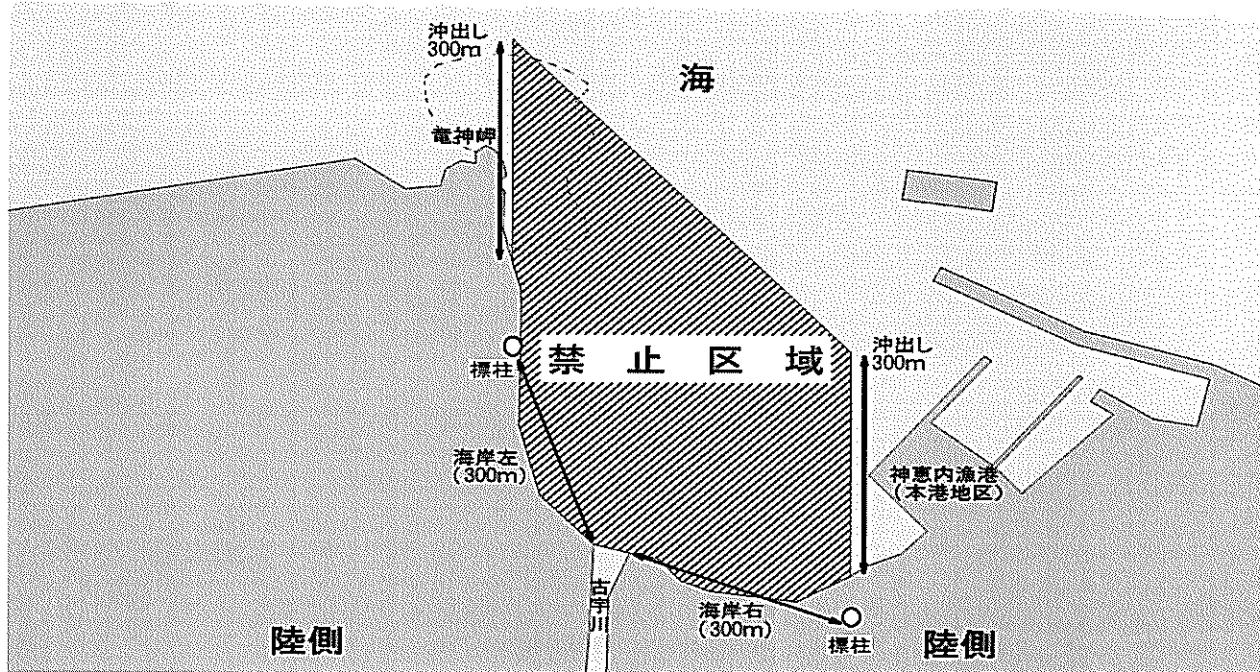
■大切な水産資源を保護し、育てていくため関係法令を守りましょう。

1 禁止期間

4月1日から8月31日まで

2 禁止区域

北海道漁業調整規則に定める河口禁止区域は、5月1日から8月31日までの間、適用されます。



釣り人の皆さんへ（ご注意願います！）

■野束川河口付近は、サケ・マスの繁殖保護を図るため、次の期間及び区域について、北海道漁業調整規則による禁止に加え、石狩後志海区漁業調整委員会の指示により、サケ・マスの採捕が禁止されています。

※令和4年4月1日から禁止期間が変更となりました。

※マス：サクラマス、カラフトマス、ベニマス、ギンマス及びマスノスケに限る。

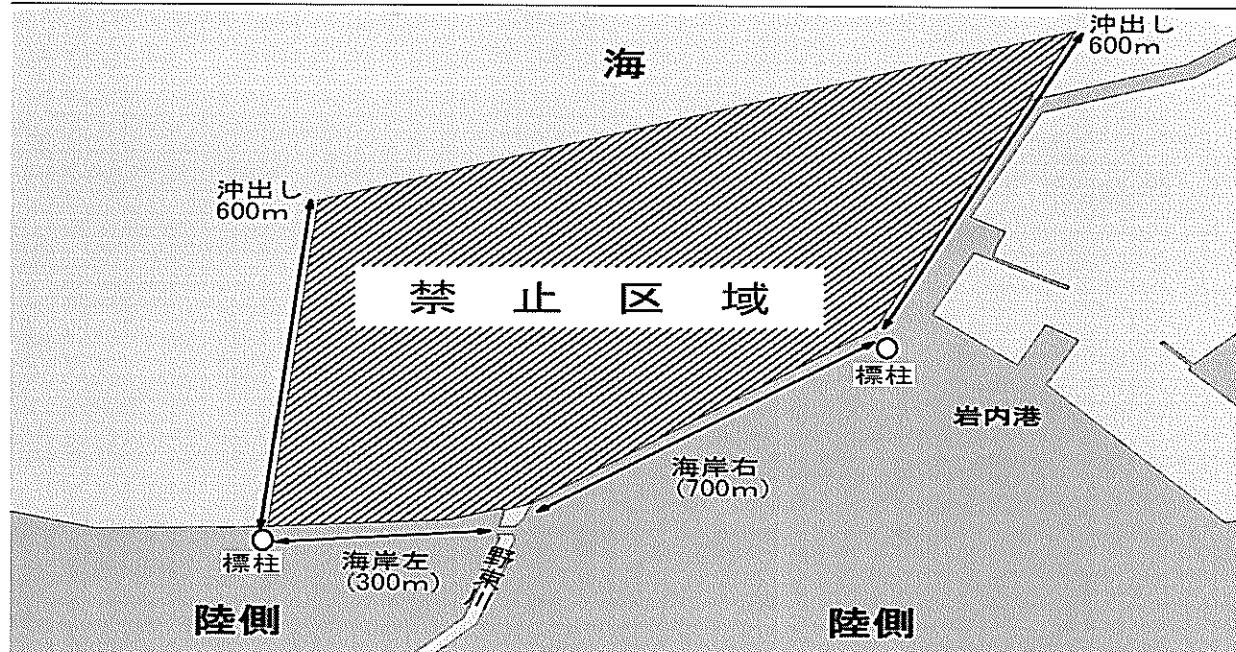
■大切な水産資源を保護し、育てていくため関係法令を守りましょう。

1 禁止期間

4月1日から11月30日まで

2 禁止区域

定めた北海道漁業調整規則に
までの間、適用されます。
8月20日から11月30日まで
の間、適用されます。



釣り人の皆さんへ（ご注意願います！）

■ 尻別川河口付近は、サケ・マスの繁殖保護を図るため、次の期間及び区域について、北海道漁業調整規則による禁止に加え、石狩後志海区漁業調整委員会の指示により、サケ・マスの採捕が禁止されています。

※令和4年4月1日から禁止期間が変更となりました。

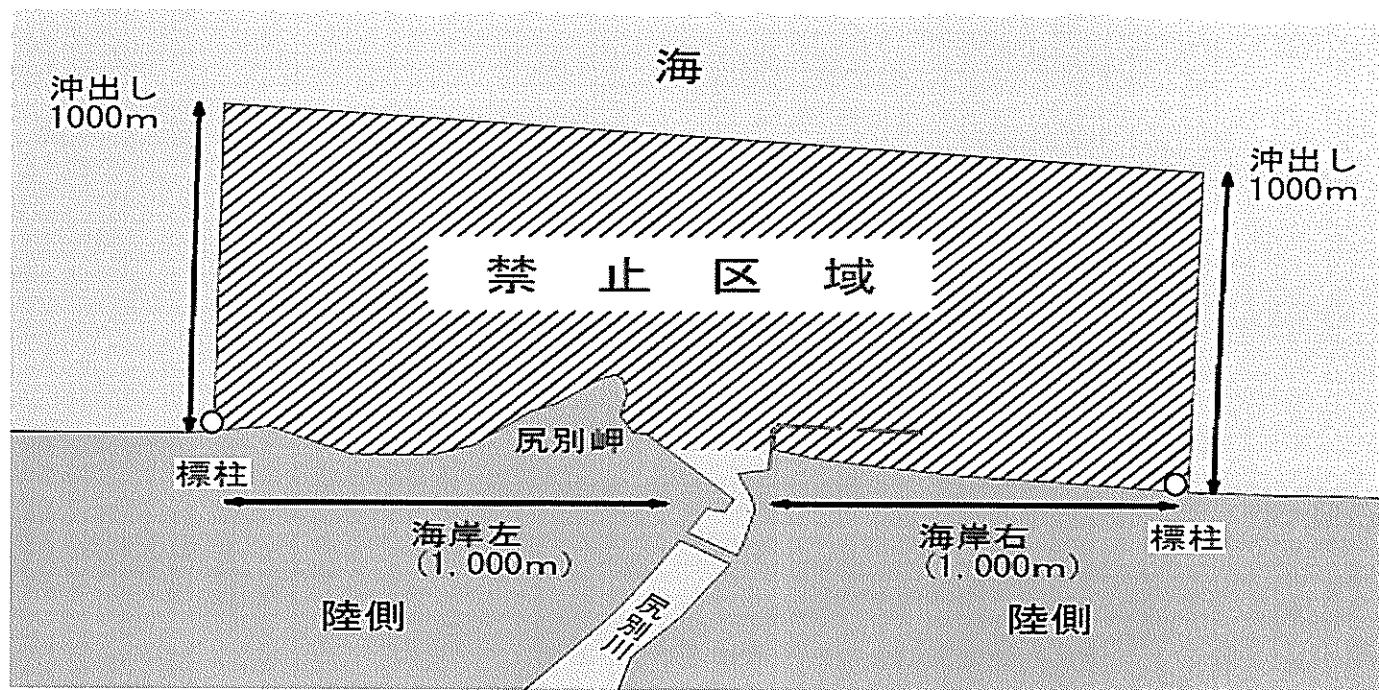
※マス：サクラマス、カラフトマス、ベニマス、ギンマス及びマスノスケに限る。

■大切な水産資源を保護し、育てていくため関係法令を守りましょう。

1 禁止期間 4月1日から11月30日まで

2 禁止区域

5月1日から11月30日までの間、適用されます。
定める河口禁止区域は、北海道漁業調整規則に



河口付近におけるサケ・マス採捕の禁止について

後志管内の下記の4河川の河口付近において、サケ・マスの繁殖保護を図る

ため、石狩後志海区漁業調整委員会の指示により、下記の区域及び期間においてサケ・マスの採捕を禁止することとしました。

大切な水産資源を保護し、育てていくために関係法令や規則を守りましょう。

漁業者・遊漁者の皆様のご協力をお願いいたします。

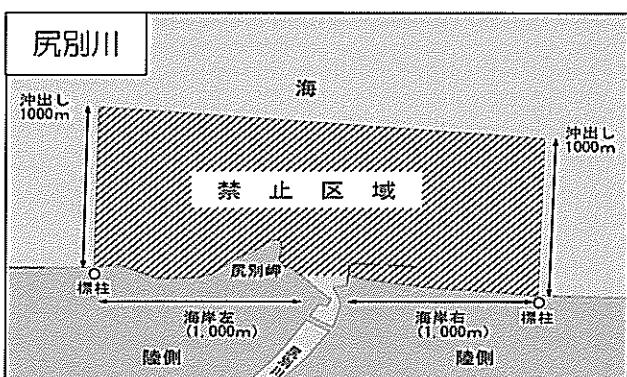
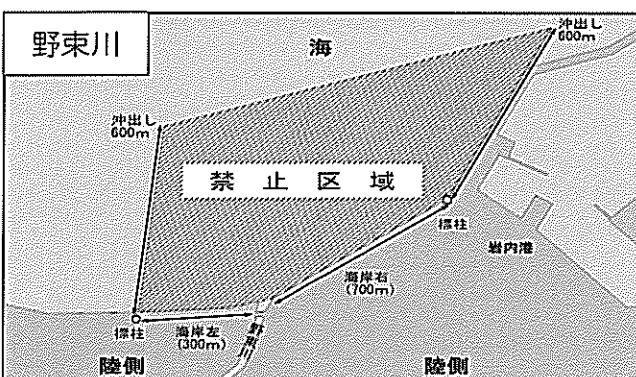
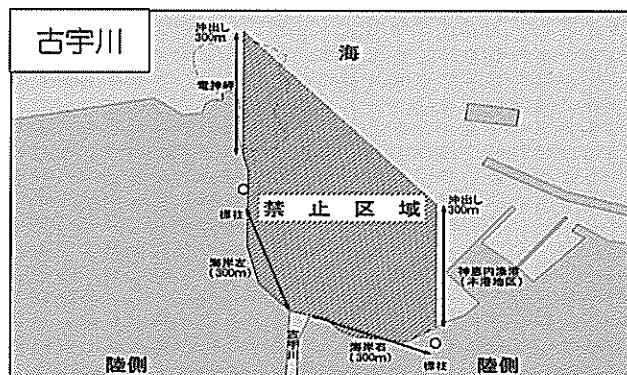
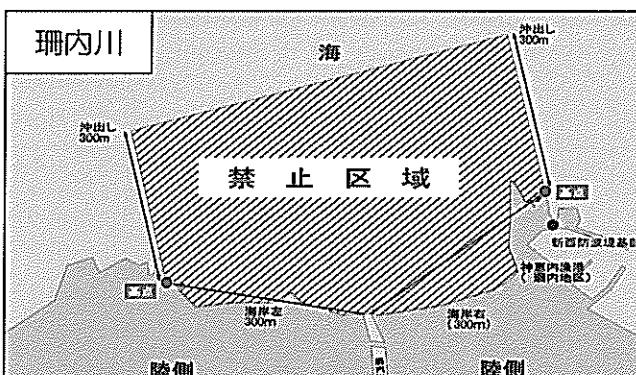
※マス：サクラマス、カラフトマス、ベニマス、ギンマス及びマスノスケに限る。

○ 禁止区域（斜線部）及び禁止期間

市町村	河川名	河口沿岸						禁止期間	
		左海岸	右海岸	沖合方位（真方位）		沖合距離		海区委員会指示	漁業調整規則
				左方	右方	左方	右方		
神恵内村	珊瑚内川	300m	(300m)	243°	243°	300m	300m	4/1~8/31	—
	古宇川	(300m)	(300m)	225°	225°	300m	300m	4/1~4/30	5/1~8/31
岩内町	野東川	(300m)	(700m)	345°	5°	600m	600m	4/1~8/19	8/20~11/30
蘭越町	尻別川	(1000m)	(1000m)	299.3°	300°	1000m	1000m	4/1~4/30	5/1~11/30

※距離のうち（）内の数字は一応の目安

※赤字は今回新たに設定された内容



<連絡先>

石狩後志海区漁業調整委員会

後志総合振興局産業振興部水産課

住所 虹田郡俱知安町北1条東2丁目

電話 0136-23-1395 (海 区)

0136-23-1394 (水産課)